

旭市公告第31号

旭市立保育所ICTシステム導入運用業務に係る
公募型プロポーザルの実施について

旭市立保育所ICTシステム導入運用業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するため、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

旭市長 米本 弥一郎



1. 業務概要

(1) 業務名

旭市立保育所ICTシステム導入運用業務委託

(2) 業務内容

入所児童の保護者の負担軽減、保育士の業務負担軽減及び保育サービスの向上を図るため、旭市立保育所に保育所ICTシステムを導入し、運用・保守を行うもの。

詳細は、「旭市立保育所ICTシステム導入運用業務委託調達仕様書」によるものとする。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和11年10月31日まで

初期構築作業： 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで

システム提供： 令和8年11月1日から令和11年10月31日まで

2. 契約上の留意事項（長期継続契約）

本契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約である。そのため、本契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

3. 見積限度額

21,008,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、「旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める参加資格を全て満たす者とする。

主な参加資格は、次のとおりとする。

- ・ 令和 8・9 年度旭市競争入札参加資格者名簿（委託）において、営業種目『情報処理』または『その他委託』に登録されている者であること。
- ・ 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止又は旭市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外を受けていないこと。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ・ 直近 5 年間、令和 3 年度から令和 7 年度までにおいて、保育所を運営する地方公共団体に対して、保育に関する計画・記録、園児の登降園管理及び保護者との連絡に関する機能を有する保育所 I C Tシステムの導入及び運用・保守業務の実績を有していること。

6. 日程

項目	日程
公告	令和 8 年 7 月 10 日（金）
質問受付締切	令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 3 時
質問回答	令和 8 年 7 月 24 日（金）まで
参加申込書提出期限	令和 8 年 8 月 3 日（月）正午
参加資格審査及び第 1 次審査	令和 8 年 8 月 3 日（月）午後（予定）
参加資格審査及び第 1 次審査結果通知	令和 8 年 8 月 4 日（火）（予定）
企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時まで
第 2 次審査	令和 8 年 8 月 21 日（金）（予定）
第 2 次審査結果通知	令和 8 年 8 月 27 日（木）（予定）
契約締結	令和 8 年 9 月上旬（予定）
業務開始	令和 8 年 9 月上旬（予定）
システム本稼働	令和 8 年 11 月 1 日

※ 上記日程は予定であり、都合により変更する場合がある。

※ 第 2 次審査の実施時間等の詳細は、第 1 次審査結果通知後、対象者に別途通知する。

7. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、実施要領に定める方法により受け付ける。

提出期限：令和8年7月21日（火）午後3時まで

提出方法：質問書（様式1号）を電子メールにより提出

提出先：hoiku@city.asahi.lg.jp

回答期限：令和8年7月24日（金）まで

回答方法：旭市ホームページに掲載

8. 実施要領等

本公告に定めるもののほか、詳細は、次に掲げる資料によるものとする。

- ・ 旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務委託調達仕様書
- ・ 旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル審査実施要領
- ・ 企画提案書等作成要領
- ・ その他関係様式

9. 担当部署

〒289-2595

千葉県旭市二の2132番地

旭市 子育て支援課 保育所再編班

担当：小林・鶴殿

電話：0479-74-3770

E-mail: hoiku@city.asahi.lg.jp